

鹿 児 島 県 公 報

平成31年 3 月 22 日（金）第3504号の 7



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

規 則

- かごしま県民交流センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則（※）（生活・文化課取扱い） 1
- 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例施行規則の一部を改正する規則（※）（情報政策課取扱い） 7
- 建築基準法施行細則の一部を改正する規則（※）（建築課取扱い） 8

規 則

かごしま県民交流センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 3 月 22 日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県規則第17号

かごしま県民交流センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則
かごしま県民交流センターの設置及び管理に関する条例施行規則（平成15年鹿児島県規則第51号）の一部を次のように改正する。

別表中表の部分を次のように改める。

種 別	品 名	単 位	使用料	備 考
	能舞台	1 式	円 6,430	
	所作台	1 式	5,640	
	仮設鳥屋囲（揚幕付）	1 台	210	
	松羽目	1 台	930	
	竹羽目	1 台	1,350	
	平台	1 枚	160	

開き足	1 式	160	
箱足	1 式	160	
木台	1 式	160	
け込み	1 式	160	
演台	1 台	500	
司会者台	1 台	340	
金びょうぶ	1 双	1,140	
鳥の子びょうぶ	1 双	1,140	
木支木	1 台	20	
金支木	1 台	20	
人形立	1 台	20	
移動式姿見	1 台	50	
ひ毛せん	1 枚	180	
座布団	1 枚	80	
プログラムスタンド	1 台	50	
バレエ用シート	1 枚	100	
上敷	1 枚	160	

舞台大小道具

地がすり	1 枚	840	
紗幕	1 張	840	
振落しパイプ	1 台	710	
雪籠	1 台	50	
式次第兼用黒板	1 台	50	
ドライアイスマシン	1 台	840	
スモークジェットファン	1 台	840	
客席内移動卓台	1 台	100	
指揮者台	1 台	290	
指揮者用譜面台	1 台	100	
演奏者用譜面台	1 台	50	
譜面灯	1 台	20	
演奏者用椅子	1 脚	50	
コントラバス演奏者用椅子	1 脚	50	
一畳台	1 台	100	
一畳台掛け	1 台	100	

角台	1 台	50	
四本柱	1 台	50	
太鼓 ^{ほう} 焙じ台	1 台	50	
電熱器	1 台	20	
見台	1 台	50	
拍子盤	1 台	50	
面台	1 台	100	
かづら ^{かづら} おけ 葛桶	1 台	310	
床 ^ぎ 几	1 台	50	
頭 ^{さらし} 晒台	1 台	50	
髪 ^{さらし} 晒台	1 台	50	
衣 ^{しろう} 桁掛	1 台	310	
紅段・無紅段	1 式	100	
めくり台	1 台	100	
グランドピアノ (A)	1 台	10,480	調律費は, 含まない。
グランドピアノ (B)	1 台	3,420	調律費は, 含まない。
アップライトピアノ	1 台	520	調律費は, 含まない。

楽 器	マリンバ	1 台	1,140		
	ドラムセット	1 式	310		
	ギターアンプ	1 台	100		
	ベースアンプ	1 台	100		
	キーボードシンセサイザー	1 台	100		
	ミキサー	1 式	160		
舞 台 照 明	県 民 ホ ー ル	ボーダーライト	1 列	840	
		サスペンションライト	1 列	1,480	
		アッパーホリゾンライト	1 組	840	
		プロセニウムライト	1 列	1,480	
		トーマンタルタワーライト	1 組	840	
		ローアホリゾンライト	1 組	710	
		フットライト	1 式	730	
		花道フットライト	1 式	340	
		フロントサイドスポットライト	1 組	840	
		フロントサイドスポットライト (能舞台用)	1 式	340	
		シーリングスポットラ	1 式	1,710	

器具		イト			
		シーリングスポットライト (能舞台用)	1 式	340	
		センターピンスポットライト	1 台	1,140	
		ピンスポットギャラリーライト	1 台	430	
		サイドタワーライト	1 組	840	
	大ホール	照明フライダクト	1 列	1,480	
		ローアーホリゾンライト	1 式	470	
		メタルハイライドピンスポットライト	1 台	420	
	中ホール	サスペンションライト	1 列	1,480	
		フロントサイドスポットライト	1 組	840	
		センターピンスポットライト	1 台	620	
	音響関係器具	吊りマイク装置	1 式	1,700	
		カセットデッキ	1 台	840	
		MDレコーダー	1 台	840	
CDプレーヤー		1 台	840		
	16ミリ映写機	1 式	3,460		
	オーバーヘッドカメラ	1 式	1,480		

映像関係器具	液晶プロジェクター	1 台	2,030	
	スクリーン	1 張	1,480	
	V T R	1 式	2,050	
	D V D プレーヤー	1 式	2,050	
陶 芸 窯	素焼き	1 式	940	
	本焼き	1 式	1,360	

附 則

- 1 この規則は、平成31年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後のかごしま県民交流センターの設置及び管理に関する条例施行規則別表の規定は、この規則の施行の日以後の使用許可に係る使用料について適用し、この規則の施行の日前の使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。

.....

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 3 月 22 日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県規則第18号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例施行規則の一部を改正する規則

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例施行規則(平成27年鹿児島県規則第43号)の一部を次のように改正する。

第3条第3項中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

- (7) 生活保護法第55条の5第1項の規定に準じて行う進学準備給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

第4条第2項中「高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号)」を「就学支援金法」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項中「別表第2の1の項」を「別表第2の1の項第3号」に、「同項」を「同号」に改め、同項を同条第3項とし、同条に第1項及び第2項として次の2項を加える。

条例別表第2の1の項第1号の規則で定める事務は、鹿児島県私立学校学び直し支援事業交付金交付要領第4条の学び直し支援金の受給資格の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務とし、同号の規則で定める情報は、同要領第2条に規定する者に係る高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号。次項及び第4項において「就学支援金法」という。)第3条第1項の就学支援金の支給に関する情報とする。

- 2 条例別表第2の1の項第2号の規則で定める高等学校等奨学のための給付金支給事務は、鹿児島県私立高等学校等奨学給付金支給要綱第5条第1項の奨学給付金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務とし、同号の規則で定める情報は、同要綱第3条の高校生等に係る就学支援金法第3条第1項の就学支援金の支給に関する情報とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

.....
建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月22日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県規則第19号

建築基準法施行細則の一部を改正する規則

建築基準法施行細則（平成元年鹿児島県規則第5号）の一部を次のように改正する。

第14条中「から第13項まで」を「から第14項まで」に改める。

第20条の見出し中「建ぺい率」を「建蔽率」に改める。

第22条の表中「又は第二種低層住居専用地域」を「第二種低層住居専用地域又は田園住居地域」に改める。

第25条第2項中「第48条第14項」を「第48条第15項」に改める。

別記第1号様式及び別記第1号様式の2中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改める。

別記第1号様式の3中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に、「はり付ける」を「貼り付ける」に改める。

別記第1号様式の4中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改める。

別記第1号様式の5中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に、「はり付ける」を「貼り付ける」に改める。

別記第1号様式の6及び別記第3号様式中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改める。

別記第4号様式中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に、「建ぺい率」を「建蔽率」に改める。

別記第5号様式から別記第11号様式までの規定、別記第14号様式及び別記第16号様式中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改める。

別記第17号様式を次のように改める。

第17号様式（第16条関係）

承 諾 書

建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路の指定について承諾いたします。
道路の敷地となる土地の所有者及び管理者にあっては、関係土地を将来にわたり道路の位置の指定を受ける際の基準に適合するよう管理いたします。このことは、関係土地を他人に譲渡等の場合においても、これを申し継ぎます。

鹿児島県知事 殿

承諾年月日	関係土地の地番	土地所有者の住所氏名	印
承諾年月日	関係土地の地番	土地権利者の住所氏名	印
承諾年月日	関係土地の地番	土地管理者の住所氏名	印

注1 この承諾書は、申請書、通知書ともに1通ずつ添付してください。

2 承諾者印は、印鑑登録済の印鑑を押印し、印鑑証明書（各人1通）を添付してください。

別記第19号様式から別記第21号様式までの規定中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。